

号外

# 丹波市商工会FAXレター

## 2021/7/7 発行

### 月次支援金について申請受付開始のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
  - ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額：2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	

👉申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👈

ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

【申請期間】

4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

### 中小企業者事業継続応援金（第2弾）について

【応援金額】

- ・対象月の売上が20%以上50%未満減少している事業者：10万円
- ・対象月の売上が50%以上減少している事業者：20万円

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月1日（木曜日）～令和3年11月1日（月曜日）※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

👉対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。👈

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期（令和3年1月14日から2月7日）、または、第2期（令和3年2月8日から3月7日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への給付金）

【問合せ】

丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

### 中小企業新事業展開応援事業

兵庫県は、新型コロナウイルス感染症により売上の減少した事業者に対し、コロナ禍に対応したビジネスモデルの再構築や事業展開の支援をします。詳しくは兵庫県のホームページをご確認ください。

👉<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyoshinzigyotenkaioen.html>👈

【お問合せ】兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課 TEL：078-341-7711 若しくは商工会まで

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7（本所） 現在の会員 数 事業所2036  
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp